

海上保安庁としてこれだけの大勢の人間が事件に關したということは、單に個人的の問題ではないと、かように考えられる次第でございます。この事件の発生の模様は考えますに、先ず幹部職員、我々が心に緩みがあったということが第一のこの問題の素因ではないか、かように考えられるのでございます。この緩みと申しますものは、保安庁が発足いたしました今までの三年でございますが、この三年の間整備に整備を重ねまして拡張して参つたわけでございまして、この間やもすれば拡張に頭がとられ過ぎておつて、そこに緩みが出て来たのではないかと、一面足元を固める方面に緩みがあったと、かように考えるものでございします。この点に關しましては、我々いたしまして國民に対して甚だ申し訳ない次第と考へ、この点は十分に我々が自肅自戒して、再びこういう事件を繰返さないように、先ほど大臣からお話がありました通り、幹部が率先してこういう氣運を直して行くことがこの際最も必要な事項ではないか、かように考えられる次第でございます。各管区本部長の異動、これも幹部の頭の一擲とすることを目途といたしまして異動を断行したわけでございしますし、異動しましたあと直ちに本部長會議を招集いたしました、大臣からも御訓辭を頂き、我々もこの大臣の意圖を体し、各本部長に申し伝え、頭の切換を行うということを誓つた次第でございます。

次に原因と考えられますことは、保安庁が発足いたしました膨脹しつつある間に、ややもすれば職員が必ずしも慣れた仕事に従事したのみ申すわけに行かない点があるのでございします。これは膨脹過程にありまして、或いはそういう事態が起り得る危険性はありましたので注意はいたしておりますが、その点について抜かりが多少あつたように考えられる次第でございます。これも又改革の要がありまして、この点に關しましては、今回監察制度を強化いたしました、これによつて職員に非違を免はくというふうな点にのみ力を向けず、職員が如何にしたらならば事務の処理或いはその他の点においてうまく処理ができるか、早く処理ができるか、正当な処理の方法によつて保安庁の綱紀を肅正すると同時に、善導して一部今までにおきまして不慣れた点等がありました人を熟練化する、と同時に綱紀の肅正に努めて、これによりまして今回の不祥事件等は先ほど申し上げました第一の幹部の頭の切換と共に、これを下部に浸透せしめるといふこと、第二に業務の監査を行ひまして、これによつて職員を善導して行く、この二つの途を以て再びかくのごとき事態を起さないようにする、同時に我々は國民に対して信頼し得る保安庁に一日も早くしたいと、かように考えておる次第でございます。

○菊川孝夫君 二、三点お尋ねいたしたいと思ひますが、第一にこの事件は運輸大臣が就任前になされておつたものであるか、御就任後なされておつたものであるか、その点について運輸大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(山崎猛君) 一番古いのが昭和二十四年六月であります。二十四年八月、十二月、それからまあそのほかありますが、二十五年四月、二十五

年十二月、それから一番新しいのが二十六年二月、今年二月であります。私は丁度二十五年度の六月の末に認証を受けておるのではありませんが、私が就任後、つまり二十五年度の十二月というものが三件、二十六年二月というものが一件、その他は大体私の任官以前のものがあつたように考えます。そして事務局の……、私としては別段就任以前であつたとして監督の責を負うことは当然であると考えております。

○菊川孝夫君 御就任になりまして、こういう事件があるということとは、或いは薄々でも感付きにならずにおつて、司直の手が伸びるまで全然お知りにならなかつたのでありますか、この点について……

○國務大臣(山崎猛君) 私も昨年の暮からこの春頃にかけて、どうも聞き捨てならぬような世評を聞くようになりしました。それでその都度前海上保安庁長官には余りよくない噂を聞くが、氣を付けるようにということを言つておつた次第であります。そういう経過であります。

○菊川孝夫君 何と申ししても、これは金額はこの間の公団の事件等から比べますと少いのでございしますけれども、とにかく國民が血の出るような思ひをして納めた税金の一部であるといふことだけはこれは結果として言ひ得ると思ひます。どうしてでもそれが正しく使われておらなかつたといふことだけは言ひ得るのであります。そして、而も海上保安庁はその名の示すごとく密入国だとか、或いは密輸入を取締る、まあ警察権を発動しなければならぬという重要な職務だろうと私は

思ひますが、そういう重要な職務に携つてゐる者が汚職事件を犯したのでは、而も國民の血税を使うという結果になつたならば、これは國民に對しても申し訳ないのみならず、威信にかかわる問題だと思ひます。この点につきましては今後について戒められると、全くそうなければならぬと思ひますが、今後は監査をする、今柳澤長官も言われておつたが、今までそういう監査は全然されなかつたのであるか、或いは注文を外部にするに當つても、公開入札等の方法もすべて談合でやつておつたのかどうか、こういう点についてお尋ねしたい。

○政府委員(柳澤米吉君) 今までの海上保安庁としましては、船舶等は技術その他を考へまして指名入札、十軒乃至二十軒くらいの造船業の優秀なものを指名いたしまして、これに入札をさせておつたのであります。

○菊川孝夫君 では監査はしておらなかつたのでございしますか。

○政府委員(柳澤米吉君) 監査の点につきましては、海上保安庁としましては総務部の中に法務課というのがございまして、この法務課に約四名の人間が配置されて、これが監査業務をやつておつたわけであります。これは監査を主体としてやつておりますが、全国の監査を行う場合には他のものもこれに協力して監査を行うという組織でやつておつたわけであります。この監査の方法も、ややもすれば監査が……業務を如何にしたらうと運営するか、早く如何にしたら運営できるかという点が主体であり、同時に総務

部の中にあつたという点で監査の辛い点もあつた、かように考えられる次第であります。

○菊川孝夫君 只今大臣のお話で、部内に対しましては部長を集めて訓示をしたというお話がございましたが、部内からこういう汚職事件が起つて、幹部連中が非常に引張られて國民に對してもまあ顔向けがならぬ、威信にかかわるだらうと思ひますが、部内から十分自肅しなければならぬという声が起つておるかどうか、この点について伺いたいと思ひます。

第二点として、多数の職員の引致によりまして、海上保安上の保安確保のために支障が起きておらないかどうか、この点について二点大臣にお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(山崎猛君) 部内における反省、自肅の点は相当上下を通じて起つております。一々ここに具体的には申しませんが、これはおのずから部内のことであり、当然そうあるべきことだと考へて御報告もいたさなかつたのであります。その反省、自肅の氣運が湧きつゝあるところに更に又今度の大異動を行なつたというふうなことであり、私の部長を集めての訓示というふうなものも相前後して、そうして庁内は將來かくのごときことがあつては相成らんという新たな氣持で出發してゐるということをお知らせしたいと思つております。

○菊川孝夫君 大分部長連中が引張られておるのですが、汚職のために業務運営上支障を來して海上保安上特に密入国が大変ある重大なときであるのであります。それに支障を來たしておるようなことはありませんか。

○国務大臣(山崎猛君) それは丁度先刻保安庁長官からお答えしたような管区の關係から言ひまして、全面的ではないのでありますから、ために大きな支障が具体的にあつたということを挙げることはできませんが、更に又本庁の長官から事務的見地から詳細にお答えするようにしたいと思います。

○菊川孝夫君 次に保安庁長官にお尋ねしたいのでございますが、今のお答えでは、大臣はまあ部内からも反省の聲が挙つてゐるというふうなくらいで、又当然そうしなければならぬと思うのであります。新聞に載つておるところでは、引張られた人が歸つて来て新聞記者に話したやつが載つておつたわけでありまして、まあその談話を見てもありますが、この間の女中のつまみ食い事件云々ということで問題になつたようなふうの口吻を洩らしておるようなことが新聞に載つておつて、それは重大な問題として一應論議欄、天声人語欄というふうなところでも叩かれておつたのであります。女中のつまみ食いだと、我々はこれは運が悪くて引張られただけであつて、これ以上のものはほかにたくさんあるのだというふうなふうの抗議をしておるようでありまして、従つてそこからいまして、事件というよりもむしろこれは運が悪かつたために引張られたというように、引張られた連中はそういう口吻を洩しておるようでありまして、今のと大分話が違ふようであります。

○国務大臣(山崎猛君) 先刻一番初めに私が申し上げた通り、やはりこれは御同様に官民共に国民が痛感するところのものは、やはり戦後における道義心の低下、あれもしておるじやないか、おれがして何が悪いみたいな泥棒のほうへ平均して行くような、右へ習えして涼しい顔をしておるのが私の言う道義心の低下であります。おれはさうなことはなさんという気持ちになつていない情けない現状だと考えます。恐らく皆さんも御同感だろうと思つてあります。私が繰返して自肅自戒、率先垂範、こういうふうなことを強く厳肅な言葉で訓示をいたしましたのも、それらの点を十分に説明を加えつつ納得の行くようにやつたつもりであるのであります。私もひとり海上保安庁の釈放されておる人の言動ばかりでなく、日々新聞を見てゐるというところ、おれ一人が悪いのじやない、世間酒々として皆然りだ、おればかり馬鹿をみたというふうなもの言ひ方、見方が非常に多いことは天声人語を待つまでもなく慨嘆しておるような次第であります。そういう点を私も強く遺憾だと考へておる次第であります。特に訓示の際にも、一体自肅自戒とか、率先垂範とか、誠に結構な言葉だ、併しこんな言葉を必要とせざる状態を我々は望むのだ、自肅自戒、率先垂範せざる状態があるからさうな言葉で戒めなければならぬのだ、自分の訓示の中にそういう言葉の出で来る海上保安庁の今日の状態を悲しむものである、今後訓示においてはそういう言葉を用ひなくともいいような事態を海上保安庁において作り出さなければならぬというふうな意味を申したのであります。これは菊川委員と同様に私も感じておる一点なのであります。そういう点も固く戒めた次第であります。

○菊川孝夫君 大臣に最後にお尋ねしますが、この事件に伴ひまして新聞が大々的に報じておられて、これは又底なし、どこまで発展するかわからないというところを、検査が漏らしておるようなわけでありまして、相当これはまだ出て来るのじやないかという虞れがあるわけでありまして、それに伴ひまして特に見逃すことのできないのは、大久保長官の洋行費をまあ何といひますか、強制寄附をさしたといひますか、船を注文してやるから洋行費を出せというようにして皆やつたというふうなことが新聞に載つておるわけでありまして、本日新聞を見ますと、長官の名前は全然出ておりません。この点につきましては、新聞にもあれだけ書き立てておつたのであります。これは全然關係がなかつたかといふことが一つ、もう一つは、大臣がこの点について長官が辭職を申出たときにこれを許すに當つて、そういう点について十分取調べた上で、或いは聴取した上で許可しておるかどうか、この点について、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(山崎猛君) 今日の保安庁長官の報告の中に成るほどさうなことがありませんでしたのは、司直の問題と五月二十三日現在においてなつておらないという範圍における報告であるといふことを御了承願ひたいのであります。それから辭職の申出がありまして、ときには、率直な私の気持ちを申述べれば、君は怪しいことがあるのか、やましいことがないのかというふうな状態にも行きませんので、それは辭職を申出たというその心境をそのまま受け入れて発令をしたような次第であります。

○菊川孝夫君 今の大臣の発言だと、その當時には相当憤慨したと言つておられるのですが、憤慨してさうしてやめさせるときには黙つてそのままやめさせてしまつたというふうなことは、自肅自戒、憤慨したというふうな御発言とここに御説明と私は食違ふように思ふのでありまして、いやしく一番最高長官がこういう事件の真只中において、これは自分が關係がないと仰せられるならば、後始末をしてそういうことのないようにする、加賀山さんのこの新聞で発表しておるところの態度をとるべきだ、あの男が事件が起つたからこつそりやめる、それを黙つて見過してしまふということとは、人情としては誠に結構だと思ひますが、ここにおける御発言にも憤慨しておつた、自肅自戒するといふところと如何にも食違ふと思ふのですが、この点はどうもここだけの御答弁のようないふ気があるものであります。一つ心境をお伺ひしたいと思ふのであります。

○国務大臣(山崎猛君) 私はどうも古い教育を受けておるものですから、そういう場合に對する言動、態度が菊川委員の新らしい時代の思想のようになりつたり合わないかも知れませんけれども、これ以上私はお答えすることを避けて、菊川君の御推断によつて御判断をお願いしたい、こう考えます。

○菊川孝夫君 それでは柳澤長官に最後にお尋ねいたしますが、海上保安庁は終戦後設けられたわけでありまして、その職員の前歴と申しますか、ほうぼうから寄せて来たと思ひますが、大体どういふところから来ておるか、系統別の人員は大体わかるだらうと思ひますが、その幹部、その点についてちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(柳澤米吉君) 海上保安庁に発足いたしましたときに母体としたしましては、運輸省を母体としたしまして発足をいたしました際に、船のほうの特長技術を有する船会社、その他から相當の人員が入つて来ております。これが大体海上保安庁の母体でございます。運輸省から入つて参りました者は事務系統又は燈台局、水路部、こういうものが入つて来たわけであり

○菊川孝夫君 その御答弁に關連いたしました、海上保安庁の暴露雑誌でありますから、信頼する必要はないと思ひますが、旧海軍軍人が入つておるといふことを盛んに言つておるのです。それは事實ですか。何もお隠しになる必要はないと思ひますが、船会社と言われたのであります。そういう關係の人は入つておられないのですか、造船、造機というふうな……。

○政府委員(柳澤米吉君) 旧海軍のかたがたが船舶の、旧海軍の船の補修管理に當りますために一部入つて来ております。そのときに特殊技能といひまして、機雷の掃海を行うために旧海軍のかたが入つて来ておるわけであり

○菊川孝夫君 只今ここで挙げられておるような部長、次長といったような人たちの前歴は大体どちらのほうの系統ですか。

○政府委員(柳澤米吉君) 大体におきましては燈台關係、乃至事務關係の者が大体でございます。

○菊川孝夫君 そういたしますと、別に官庁の仕事に慣れなかつたというふうな人ではなく、永い間官庁におつた

人が多いと言つて差支えないわけでありまして、例えば船会社、或いは海軍等から入つて来たのがこのぐらゐのことは常識だといつてやつたのではなしに、官庁の仕事は十分精進しておつて、こういうことをやつては悪いのだというのを十分経緯しておつた人が多い、こういうことになるわけでございますか。

○政府委員(柳澤米吉君) 例えば燈台のかた／＼にしまして、今まで第一線の燈台の燈を守つていた人が管理部門に廻つたというやうなことで、そうでない燈台の現地のこともわからなというので、そういうかたも管理に廻つたというやうなことがありますが、非常に不慣れな人も入つております。

○前之園喜一郎君 山崎運輸大臣は現内閣の副総理格のかたであります。又私も平素非常に信頼を寄せている大臣であられるので、ここで私は一通りの儀禮的な応答でない極めて建設的な御意見を伺ひたい、かように考へております。

先ほど菊川委員の御発言の中に、数字も非常に小さい、約四百万円ということですが、私も決算をやつておりまして、何億、何十億という不正を毎日見ているものからすると、四百万円というのは非常に小さい感じがいたします。この決算に現われて参りますもの、大臣はよく御承知であります。特別会計のごとき五十億幾億も、或いは只今問題になつておる大橋法務總裁の二重煙突、或いはガス代の過払い、これは二億八千万円の過払いをし

ておる。それから極く一、二のことだけ御参考に申し上げるのではありませんが、水を買つておる。防錆剤を買つておる。ですが、その防錆剤というのは九三%が水です。これを買つてその保管料を何百万円か払つておる。而も売るときは一本五円で売つておる。この国損は二億四千万円近きものである。それから木材を四万五千石検査して金を払つて、これは何も無い、品物は無いのです。その検収をした者は誰かという、現衆議院議員の自由党の代議士をしておる。そうしてそのないものに金を払つておる。そういうものを挙げてみると数限りないので、私も四百万円ぐらゐなんだというやうな気持ちもするのですが、これは金が小さくても見逃すことの出来ないものです。私も毎日決算をやつておりまして、各省の幹部の人がたがおいでになつて、それらの質疑応答をしてゐるのですが、その答弁というものは大方只今運輸大臣のお答へになつたやうなことになる。誠に相済まん。道義の類、綱領の弛緩、戦後のこれは一つの問題がそういうやうなものに現れたという紋切型である。私は毎日聞いておつて、政府のこういうやうな不祥事件に対する御答弁の、一つの雛型があるのじやないか。どの人が出て同じことを言う、こういうふうにも考へるぐらゐに思ひます。運輸大臣は非常に謹厳な態度で、恐らく運輸大臣は決算委員会に出て来る政府委員のやうな、そういう軽薄な氣持ではなからうというのを私は深く信ずるのであります。ただここで私は、特に私どもの経験を通じて運輸大臣に申し上げたいことは、今運輸大臣が御答弁になりました中に、こういう問

題が起るのは道義の類、或いは綱紀の弛緩である、これは尤もその通りであります。併しもつと深く掘下げてこの問題を考へる必要があるのではないかと、私も法廷に出ることもありますが、戦後どういふやうなものが、どういふ不正、犯罪があるかと申しますと、非常に若い者が多い、八割ぐらゐといふものは若い者である、そうして大部分といふものが当時の復員軍人、昔の軍人である、或いは又その何パーセントといふものがこういうやうな公職にある者、而も法廷に出るものは極く一部分なのであります。決算委員会を通じて犯罪と認められるのは非常に多いのであります。極く一部分、僅か二%か三%のものが出るだけで、實際のところは犯罪は非常に多い、不正事件といふのは非常に多い。成るほど大橋氏のやうな事情もありまして、私も、私もはもつと根本的に掘下げて考へなければならぬ問題だと思つてあります。いろ／＼言われまます敗戦後の日本の国民の道義の類、特に青年層といふもの、或いは公務員といふものの国に対する前途の望みといふものが非常に薄くなつたといふこと、ここに私は根本の問題があるのじやないかと思つてあります。更に掘下げて考へて、或いは教育の面においても、社会道徳或いは社会教育、学校教育、それらのもので通じて各方面から私どもはいわゆる吉田総理大臣の言われる道義の高揚といふものに全力を注がなければならぬと思つてあります。私をして言わしめれば、罪を犯す者は悪いが、その根本はやはり今日の政治の貧困といふことに期するのではないかと思つてあります。政治といふもの

がもう少し国民に希望を持たせ、青年に向うべきところをよく教示して、そして本當に立ち上つて祖国再建のために盡くすといふ熱意に青年の氣持を向ける、或いは公務員の心構えをそこに引張つて行くといふ政治力、政治のあり方といふものが欠けてゐるのじやないかと、かように私も考へておるものであります。毎日決算委員会をやりまして、各省の代表者、責任者においでを願つておるのではありませんが、本當に悪かつた、これから注意すると言われまして、それはその場限りであります。幸いに現内閣の最も重要な地位にあられる運輸大臣に根本的に考へを願ひたいと思つてあります。その点についての運輸大臣のお氣持を一つ腹藏なく伺ひたい。

それからもう一つ私が強く感じますことは、監督責任者の、最高責任者といふことの問題は運輸大臣であります。が、少くとも海上保安庁の問題であるならば、海上保安庁の長官或いは部長、このかたが何らの責任を感じない、單に問題を起した者を叱りおく、或いは懲戒するといふやうなことでお茶を濁してはいけなものである。私は先ず第一に監督の地位にあるものが責任を感じて、そしてみづから自肅自戒、もつて範を示すといふ心構えでなければならぬのじやないか、只今菊川委員のお話もありましたが、ああいふやうな新聞記事が出るということとは全く私は心外に堪へないのであります。

柳澤長官は最近お送りになつたやうに聞いているのであります。そのお心持が今後において非常に必要だ、單に悪いことをした者を戒告するとか、或いは注意するとかといふやうなことでも

こういうやうな問題は解決されるべきことじやないかと私は考へます。常に責任者が矢面に立つてその責任を自分が背負つて行くといふ心がまえがなければならぬと思つてあります。が、こういうやうな点について私は国鉄の根本町事件は同様な感じで今日まで国鉄の總裁が辞表を出されたといふことを聞いておらんのであります。その後どうなつておるか、果して国鉄の最高責任者、その他重要な地位にあられるかたがたがどの程度の責任觀念を持つておられるかといふことは、國民ひとしく非常に疑問に思つておる。これはひとえに私は政府の一つの方針として考へになるべき問題ではないかと思つてあります。これらの点についても運輸大臣の腹藏なき御意見を拜聴したいと思つておるものであります。なお細かいことについて二、三あります。が、先ず以上の二つの問題について御意見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(山崎猛君) 前之園委員にお答へ申し上げます。私に對してお問ひになるその根柢をなす思想、判断、それらのものは私と実は御同感と申し上げるはうが極めて簡單明瞭であると思つてあります。私は責任の局にあり、前之園委員は立法の委員として、ここで御発言になる、そういう両方の立場に立ちますけれども、思想的根柢は、私は別段追隨的に申し上げるのではありませんが、根柢は同じ根柢の上からお尋ねを受けておるやうな氣持がいたしたのであります。戦後の道義心の低下の結果、不祥事件が起るということをお私に申し上げましたが、時の政府、閣僚、その他もそういうことを申ししたかも知れませんが、私は別段そういうこ

を上げるとかということは問題じゃないのであります。この生活を先ずできるだけ安定にして、そうして一面安心して生活ができるようなこともお考えになるべき問題ではないかと思うのであります。海上保安庁の職員にいたしまして、今日の物価の値上りで生活に困つてゐるということは十分に察察ができるのであります。こういうような犯罪が起るといふことも一面そういうような生活の苦しさということも織り込まれてゐるということは私どももは想像できるのであります。ですから一面こういうようなものを嚴重に取締つて国費の節約をする。そうして一面においてはできるだけ公務員その他の職員的生活を豊かにしてやるということが、いわゆる建設的なこういう問題の防止策ではないかというふうに私は考えるのであります。この点について重ねて一つ御答弁願ひたい。

○国務大臣(山崎猛君) 私ども冒頭に申上げたように、お尋ねになる基本的なものの考え方は、どうも私も前之園議員も同じような線の上に立つてゐるような感じを受けつつお尋ねを受けてゐるのであります。私も同様にそう考えるのです。これはただ追隨的に申上げるのではないのであります、それが道理であり本筋であると私も思うのであります。ただ海上保安庁の場合を申上げますと、いわゆる創業の際、創業の混雑のために思わざる抜穴ができておつたというようなこともあり得たと考え、先日、訓示の場合においても創業の時期は過ぎた。三年を経過したる今日は至誠建設の段階に入るべきであるから、引緊めて、今お話のようなていわけの行政整理の、人の面において

○前之園喜一郎君 第一の問題は象象台の關係の問題であります。御承知のように二十六年度の予算には私どものもの要求したように計上されておりません。この運輸委員会といたしましては前田委員が予算委員として委員会を代表され予算委員会において、煎じ詰めたもの八千五百万円ほどどうしても二十六年度予算に計上してもらいたいということを強く要求したのであります。その要求に対して大蔵省の主計局長ということでありますが、本年度の補正予算において必ず考慮するとい

金をかけるということは何でもないとだ。私どもに言わせると、私どもよく言うのですが、一文惜しみの百失いで、僅か八千五百万円ぐらいの金を惜しんでどのぐらいの災害を受けるかということを一つ大臣は十分に御認識をなさつて、この補正予算に最小限八千五百万、これを是非一つ取つて頂くようにお願ひ申上げたいと思うのであります。この点について御答弁願ひたいと思います。

○国務大臣(山崎猛君) 鹿児島県の実象台が全く實際生活化されている組織

いふのでありますから、できるだけ力を盡すということをお誓い申しております。

○前之園喜一郎君 今の地方気象台の予算については是非補正予算で実現ができるようにお願い申し上げます。

次に鐵道建設の問題でありますが、これは御承知のように国会においても非常に強く取上げられておりまして、その結果先ほど鐵道敷設法の一部を改正する法律案というものが出されて、両院を通過しております。その趣旨は私は賛成であります。できるだけ速

つたのでありますけれども、よくない
ということを書いておいて、その後六
月に就任されて、十二月にあつた問
題が起きて、而も問題が起きていたと
いうその間において何らか大臣とし
ては御処置されたかどうかということ
一つと、それから今一つは先ほど長官
が申しました、この原因を作つたのは
恐らく指名入札をした……官庁のす
べての物納については公開入札する
ということが常識ばかりでなく、法的
にもはつきりされておるにもかかわ
らずなぜ保安庁は指名入札したか、それを

のでありまして、どうもよくない噂を聞くから少し気を付けてもらわなくちゃならないという意味の戒告を与えておつたのがその頃なのであります。併しいよ／＼司直の手にかかつて白日の下にさらし出されるというような場合になりましたので、これは容易ならずと考えたのは、今年の春の半ば以後であります。そういう状態でありますということです。そのことを申し上げておきます。勿論そういう噂だけでも、臭いような噂があるというところを聞いてただけでも絶えず保安庁の長官に対して注意を促しておつ

たことは、先刻来申上げておる通りであります。

○政府委員(柳澤米吉君) 船舶等を指名入札いたしますのは、船舶を初めて作り、なお使用用途が海上の保安に關係いたしますために、技術その他の水準のつきりした所に作らせる、そうしませんが、でき上つたものが技術的に悪いという、故障が起きたりなんかいたしますので、技術的水準の高い所、なお造船能力もあるという意味を以ちまして一定の指名入札を今までやつて来たわけでございます。

○鈴木清一君 長官のお答えによつて船舶については大体そういうお話もどうかと思ひますので、一応これは許すといひまして、今度の事件は船舶ばかりでなく、むしろ燈台關係のほうが大きいではないか、それには御承知の通り土木關係のこともあり得るかと思ひます。そういたしますと、これは今あなたの言われたこととちよつと違つて重ねてお伺ひいたします。

○政府委員(柳澤米吉君) 燈台關係につきましては、場所が非常に僻地になります關係で特殊な工事でありますので、その工事に能力のあるものというふうにと土木建築業者も選んだわけでありまふ。この点につきましては今後十分研究して行かなければならぬと思ひますのでありますが、今までのいきさつはこの工事を行う者は燈台に相当熟練した者というふうな観点でやつて来たわけでございます。

○鈴木清一君 大臣にお尋ねいたしたいのですが、そういったしますと、海上保安庁の組織は、御承知のように国鉄を直接御監督なされておりますあなたにして、これが就任以来半年以上

もしてから風聞が出てようやく自分が知り得たというふうなことを言われたことを見ますと、直接の監督権、而も組織の小さい海上保安庁に対する半

年の空白というふうなものについて、私はこれより以上大きい規模を持つ組織に對しましての大臣の直接監督というふうなことになるならば、なおますます事件が起るのじやないか、勿論その人の努力如何にはよるといたしましても、とかくこういつたことが半年間も気が付かなかつたと言われるほど、小さな規模でもこういう結果が現われるのでございまして、私はこれと関連いたしまして国鉄に對しましてのお考えについても十分今後考慮して頂きたい。その意味におきましては、私は御承知のように組織をき度改正するやうな法案も出ておるようでありま

するけれども、こういう例から行きまだけの組織の監督さへ大臣としてなかなかでき得ないのに、これ以上大きな組織に對してまで又抱えて直接監督をされるということについては、むしろそうした考え方に對しては大臣としては反對されるべきであるところ解釈するわけでありまふ。その点についての大臣の御氣持だけお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(山崎猛君) 最後のお尋ねの趣意がはつきりいたさなかつたのでありますが、今度の国鉄法の改革について、の原案に對して反對すべきであると考えますが、考えはどうか、こういうお尋ねでありますか。

○鈴木清一君 そういふことです。

○國務大臣(山崎猛君) 私は必ずしもそう考えないのであります。というこ

とは、運輸大臣として國鉄のことを見

て行く上においては、監理委員会があるて行くもよろしいし、又改革されたやうな制度で行つてもよろしい、いづれにしても運用の妙はその人にありてありますから、心してこれを運用して行けばよろしい、こういうふうな心持で私は考えております。民主的の制度といつても、制度ばかり民主的に作つても運用の妙が甚だ意慢であり粗雑であるという場合もあり得るのであります。国会の立法院において是なりと信じて御決定になつて法律となつて成立する以上は、私も行政の立場からはその法律を最もよく運用して行こうという氣持でありますから、反對すべきである、或いは反對すべきでないということにとらわれないで、運輸大臣としては十分にその職責を果し得る、こういうふうな考えでおる、こういう意味であります。

○鈴木清一君 次に御尋ねしたいのは、先ほど菊川君のお話の中にもあつたように、大久保長官が洋行なされたときに、洋行費の問題がいろいろ疑惑と紛議をかもしておる。歸つて来られて直ちにやめられたということにつきましては、責任をとる場合に、國費を以て洋行して行つて、而も向うで体得いたされました知識を今後海上保安庁運営のために利用すべく國費を持たしてやつたはずであるにもかかわらず、歸つて来られてすぐやめられた、そういったしますと、大久保長官をわざわざ國費を持たして外國へやつて、歸つて来たのに何らその効がないという結果になるのであります。こうした点につきましてはどうお考えになつておりますか。

○國務大臣(山崎猛君) 成るほどお尋ねのようである。併し辭任せざるを得ざるやうな情勢があるものを引止めて置くわけには参らないのでありまして、私はその事情を諒としてそうして辭表を受けて發令をいたしたやうなわけでありまふ。

○鈴木清一君 そういたしますと重ねてお伺ひしたいのは、今の辭任せざるを得ない情勢にあるものをという点についての辭任をせざるを得ない情勢といふことについては、疑惑を持たれておられるからそういう態度に出られたと思うので、少くとも長官が辭任することについてそうしたお言葉だけで責任するといふことはおかしいのであります。その点について……

○國務大臣(山崎猛君) それは大久保長官の主観的の考えであります。若しその事態が不法不当のものであればおのずから司直の發動があるべきはずであります。大久保長官は主観的の立場から辭任すべしという考えでこれを出したのであります。別段それ以上におかしいという感じはその場合に私は持ちませんでした。

○鈴木清一君 従つて先にお尋ねいたしました言葉になるのでございまして、主観的に自分が辭任して行つたといふことは一応認められておりますけれども、先ほどお尋ねいたしましたように、前にわざ／＼國費を以てまでやつて来られたその人が、直ちに自分の主観的な観点からみて辭任されたといふことをそのまゝ今後残すといふことになりまふと、私も非常に今後の人

事についてもむづかしい点がある。……

○鈴木清一君 出て来るのじやないか、こういう点について今後の考え方をお聞きしたい。

○國務大臣(山崎猛君) 國費を以て海外の視察をして来たにもかかわらず、主観的な立場から辭表を差出すといふことになつた事態をありのままに運輸大臣は受取つて、それを受けて發令いたした次第であります。

○鈴木清一君 では長官にお尋ねしたいのでございまして、人事を決定する場合に、今度の御承知のように大異動がございましたようですが、その人事を決定する場合にどの範圍のかた／＼が最高人事を決定し、それから又大臣といたしましてはどの範圍までそれに対します権限といひますか、そうしたことができるのであります。

○政府委員(柳澤米吉君) 官制によりまして、長官は大臣が任命し罷免する権限を持つております。保安庁の次長以下は長官が任免権を持つております。併しこれには人事院の了解が必要と考へております。

○鈴木清一君 いろいろ／＼伝へ聞くところによりまふと、この問題の最初の発端は別といたしまして、その後非常に發展して行く過程において、先ほど長官が菊川君の質問に答へられたやうに、いわゆるその海運閣と申しますか、そういう閣と官僚閣というやうな形から非常にお互いが摘発し合ひつゝあるやうな風聞もちよつと聞いておるわけですが、とかく派閥の問題によつてこうしたことはとき／＼大きな問題にもなり得るやうなことを大分聞いておりますが、そういう意味において私のお尋ねしたいのは、若し本當にいわゆる運輸省から残された派閥の人たち

と、海運関係、或いはそうした方面の派閥の関係があるのかないのか、これはなか／＼お答えがむずかしいと思ひますけれども、大体のお考えでよろしいから是非一つお答えだけはして頂きたいと思ひます。

○政府委員(柳澤米吉君) 保安庁ができました当時、各方面から集つて参りましたので、その当時は慣習並びにその育つた今までの母体というものが違つておりましたために、保安庁へ入りましてその慣習が抜け切らなかつた点は保安庁設立当時はあつたと思ひます。その後保安庁は一つの目標に向つておの／＼人事の異動を行い、その間の差を縮め、これによつて保安庁を一本の保安庁にするという努力を続けて来たわけでありまして、現在におきましてはその融和は相當に図られてゐるものと、又今後はこれを機会にしまして一層緊密にその点を一致団結して行かなければならぬと考えております。

○鈴木清一君 最後にお尋ねしたいのは、今後長官におかれては、少くとも指名入札の弊が今日の問題を起したということを考えられますので、今後におきましてはどんな処理で行きますか。行くつもりでおりますか。

○政府委員(柳澤米吉君) その点につきましては、船舶その他の入札につきましては万止むを得ざるものを除きましては、十分に利害得失を検討しまして、改善して行きたいと思ひます。

○小酒井義男君 大臣にお尋ねをいたしたいと思ひますが、非常にこういう問題が起つて遺憾だと思ひます。問題は併し今後こういう問題を起さないようにして行くことが大切だと思ひますが、この経過報告を聞いており

ますと、司直の手の伸びたものとか、或いは本人がやめたいというような意思表示をしておる人が大体今まで処分をされておるようです。併し司直の手の伸びないものも私は残つておる人があると思ひますが、そういうのはやはり司直の手を待つまでもなく処分するといふことが、今後のこうした問題を再び起さないためにお互いが自戒をすることが一番大切なことだと思ひます。こういうことについて、大臣としてこうした問題に司直の手の伸びないものがあるれば、これははつきりとした後のためにそれらの嚴重な処分をするといふふうにする必要があるといふことをお考えになると思ひますが、それに對する一つ御見解を承つておきたいのであります。

○國務大臣(山崎猛君) 誠に御尤もなお尋ねであると考へます。私もその点を重大視いたしまして、去る二十三日の管区本部長會議の席上において、それぞれ管区本部長はその担当する部署に於て今お尋ねのような趣意に基く肅正の手を嚴重に進めるべきであるといふことを訓示し、更に又管区長各自もそれ／＼お互いに協議をして、その線に沿つて末端に至るまで未発のものをも糾明して、そうして風一匹残さんように閉め出そうという氣持でそれぞれに任地に赴任、若しくは帰任いたしたような次第であります。去る二十三日のことでありまして、まだその後

の報告に接してありませんが、それぞれその任地においてその趣意に沿つて手を打ちつつあることと考えております。

○小酒井義男君 大臣から非常にこの問題についての責任ある御回答を聞いて

たんですが、住々にしてどういふか、一般の事務官等におけるところの責任の追及は厳しいわけなんです。上部の管区に對する責任というものはなか／＼あまいで処理をされないといふ例が從來非常に多いわけなんです。私はやはりそういう点についても十分関心を深めて頂いて、そうして少しでもそういう根を残して、あつた問題があつてもあの男は形式的には或いは異動をしても、實質的には大して損をしなかつたんだというやうなそういう感じを起させるやうな処理を残さないやうにして頂きたいといふことを希望申上げておきたいと思ひます。

○國務大臣(山崎猛君) その通りであります。むしろ上級者ほど責任は重くなければならぬはずであります。殊に上の好むところ下これに従うということがあります。その点はお尋ねの通り御希望の通りであると私も同感であります。断じて上級の者は見逃して、いわゆる呑舟の魚を逃して細鱗を網するといふやうな行き方ではないに、上級こそ嚴罰して行くべきである。勿論下級といへども見逃すわけには相成らんのであります。司直の手を待つまでもなく、内部的に自発的に肅正の手を打つて行くといふことにいたすつもりであります。

○内村清次君 この際運輸大臣にちよつとお伺ひいたしておきますが、政府のほうでは今回北海道開発法の一部を改正する法律案を出していらつしやるようですが、この條項の中におきまして、十一條には北海道の開発局を置いて政府の直轄的な監督の下に開発をやつて行こうという目的が明確になつておるやうであります。その中の

開発局といたしましての所管機構に對しましては港灣部というものが設置されておるやうであります。同時に又十二條におきましては、この公共事業費の支弁関係におきまして、運輸省及び建設省の所管するものの実施に關する細目がきめてあるやうであります。このやうな機構の改正をやられます際に、当然主管大臣の間に

おきましては、閣議において御協議がなされたと存するのでありますが、同時に又運輸省は運輸省といたしまして、この機構の改正に對しまして、内部的な検討をされて、総合的にこれを調整するやうな御意見も御発表になつたことであらうと思ひます。であります。このやうな模様のつきましては、相

當これは閣議がある法案でありますからしてその模様につきまして一応承りたい、かように思ひます。

○國務大臣(山崎猛君) これはお尋ねの通り、運輸省の仕事としては重大な關係があるのであります。内閣の方針が決定して、そうして事務的の打合せ連絡をとつてここに至つたのであります。お尋ねの要点は極めて重大であると考えていますので、これはこの法律によつてどういふやうな影響があるか、どういふやうな効果を挙げ得るか、という点を、改めて取りまとめ一括して次の機会にお答え申上げたいと思ひます。

○委員長(植竹春彦君) 海上保安庁に關しましての御質問はもうお済みでございます。さうしようか。

○鈴木清一君 これで質問は海上保安庁については打切るといふ意味ですが、まだあと……。

○委員長(植竹春彦君) そりです、それは又必要であつたらばこの次にお延ばしになつても結構ですが、一応次の法案の提案者を長い間お待たせしてありますから。

○鈴木清一君 必要に応じては更に……。

○委員長(植竹春彦君) この際ちよつとお諮り申上げたのですが、高木さんから貨物輸送力整備増強に關する御発言がありましたので、お差支えなかつたら、これは法案審議の後に、これをあとに廻しまして……。

○高木正夫君 一応運輸委員會でできめておいてもらいたいと思ひます。

○委員長(植竹春彦君) それではモーター・ボートの法案審議のあとでよろしくごいいますか。

○高木正夫君 それで結構です。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を始めて下さい。

○内村清次君 只今私が運輸大臣にお尋ねいたしましたこの北海道開発法の一部を改正する法律案、これは委員長におかれましては、この内容の点につきましてはよく御存じのはずと存じます。從來このやうな關係が、非常に重大な法案に對しては、これはこの委員會といたしまして、主管委員會に對しまして、當然關係の委員會に對しまして、合同審査の形で申込む慣例がなされておるのであります。この法案につきましては大臣は又別に説明をしようといふやうなお答えでありまして、会期も非常に短くなつておる今

日でございますから、運輸委員会はまたほかにも法案があります関係上、運輸委員会単独で運輸大臣から聞きましても、勿論これは必要ではございませんが、できれば主管の委員会におきまして、運輸大臣の御答弁或いは所管大臣の御答弁も聞きたいと存じます。が、そういうような機会を一つ早急に持つて頂きますように、こういう動議を提案いたします。

○委員長(植竹春彦君) 只今の御提案につきましては、今日これも高木さんの御発言の前後に皆様にお諮りいたしました。若し合同審査を持つような場合には、運輸大臣の留保をされました御答弁はその際にして頂くのも一つの方法かと思われまゝ。又御連絡申上げます。それじゃそういうことにいたします。

○委員長(植竹春彦君) それでは次にモーター・ボート競争法案を議題に供します。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を始めて下さい。

○小酒井義男君 提案者に先ずお尋ねいたしたいことは、御承知のように競輪が、本国会においても存廃の問題が論議をされてゐるわけでありまして、そういうときに、これと類似した行為の伴うこの法案を御提出なさるということについて、何か私どもつきりせんといたしますか、いろ／＼国民から見ている国会の審議の問題について、こうした法案を上程することがどうして必要だつたというふうにお考えになることがありましたら、その理由を一

つお聞かせ願ひたいと思います。

○衆議院議員(坪内八郎君) お答えいたします。競輪が最近問題になつてゐる矢先に、こういった法案を出すということについては、どうかということのお尋ねのようでございますが、もと

もモーター・ボートの法案の提出に当りましては、競輪以上に早くこれを提出したいというのが我々提案者の念願であり、更に又これを発案した方の念願であつたのであります。けれども、いろ／＼な事情の下に今日これが遅れまして、今お尋ねのようなこともいろいろ／＼言われているようなわけでありまして、早くこれを提出したいということであつたのでありますけれども、まあ時期が非常に遅れてしまつたというわけがあります。更に又今日いろ／＼競輪のよつて生ずる弊害について競輪正論が出ておられますが、私どもはこの競輪の弊害というものは一にかかつて選手或いは審判員の質と申しましようか、そういうものに重大な欠陥があるのじやないかということをお考えまして、このモーター・ボート競走法案におきましては、特に選手と審判員につきましては試験登録制を設けまして、そうしてそういう弊害が伴わないように慎重な研究をいたしておるのであります。従つて競輪につきましてはいろいろ問題もありませんけれども、私は競輪法そのものは大変結構な法律であるというふうにお考えであるのでありまして、ただそのやり方について多少研究すべき点があるのじやないかというふうなことも私は考えておる次第であります。従つてそういう競輪の不備欠陥をむしろこのモーター・ボート競

走法案によつて補つて、競輪のそういう欠陥をこのモーター・ボート競走法案によつて啓蒙して行くというふうな飛躍した気持ちで、今日第一條に謳われているような目的の下にこれが提案された次第であります。

○小酒井義男君 私もこの第一條の趣旨は、これは非常に結構だと思つてゐます。これから自立経済を達成する上においては外国との貿易というふうなことが大きく取上げられなければならぬと思つてゐます。そういう趣旨でもありまして、更に海事思想、観光事業の問題とか、或いは地方財政にまで発展をして寄與するところのこの趣旨は私も全面的に賛意を表するわけです。併し問題はこれに伴うところの、つまり勝舟券を売るという、競輪と類似したあの行為を伴うことが一番問題だと思つてゐます。私は提案者としてはこういう行為の伴わない方法でこうした産業を振興させるようなことが考えられなかつたか。お考えになつたことがあつたら、こういう方法があるというふうな点について一つお考えを伺いたいと思つてゐます。

○衆議院議員(坪内八郎君) 御尤もな御意見でございますが、もと／＼このモーター・ボート競走法案の発案者は、当委員会に毎日傍聴に来ておられて顔を御存じかとも思いますが、非常にこのモーター・ボートに造詣の深い福島世根という女性の方が発案しておられて、更にそういう面について理解のある、非常に体験の深い堤君といったような方がこのモーター・ボート競走法案の起草をいたしたのであります。このモーター・ボート競走法案を起草するに當りまして、第一に社会事

業をやろう、これによつて生じた利益で社会事業をやろう、而も地方財政の収入となる収入面におけるその財源を以てむしろそういう社会の福祉となるような事業にでも投資して貰おうというふうな観点から、このモーター・ボート競走法案を提案いたしました。

○小酒井義男君 御承知のように、競輪を始めるときに現在のようないろいろの問題になつたと思つてゐます。競輪が、それが予想されない結果いろ／＼家庭的にも種々な不健康な国民生活の面が露呈をして來てゐるわけです。従つてこの法案でやればそういう問題が起らないというふうにお望みになつておられますが、例えば第九條のごときも御存じなんでしょう、本人がいろ／＼な行為を行わないでも、関係者は券を買うことができて、併しそれを規定はせられております。併しそれをそのまま全部の人が守れば問題がないのですが、やはり本人がやらなくとも家族なり或

いは友達を通じてそういう行為は幾らでも行えるわけです。そういうことをしておけばそれらの問題は防いで行けるというふうにお考えになつておるのですか。

○衆議院議員(坪内八郎君) 全くお話の通りの点もあるのでございまして、が、先ほども申し上げました通り、競輪法そのものが私は悪いのじやないかと考えている一人でございますが、ただそれは運営方法が悪いということについては問題があるかと思つてゐるではありません。而もそれに直接携つてゐる選手なり、或いは審判員というところに問題があるのでございまして、私どものモーター・ボート競走法案におきましては、お手許に差上げてある資料にもあります通り、選手が非常に質がいい、例えば選手のはうにおいてはいわゆる新制高校なり或いは旧制の中学卒業以上の者、或いは審判員は旧制の高校、専門学校、或いはこれを卒業したと同等の力以上の者を省令によつて運輸省が登録をいたしまして、そうして厳重な監督の下に行つて規定に相成つておりますので、選手なり或いは審判員の質が、必ずしも私は競輪の選手、審判員が悪いということとは申しませんけれども、競輪を行うところの選手、審判員以上のそういうた知性の人々がこれに携りますので、そういうことは万々なからうというふうに期待をいたしておる次第であります。

○小酒井義男君 この法案が提出してから各方面の意見を聞いてゐるわけなんです、これが實際行われるようになって、経費の面で継続はできないのではないだろうかというふうな意見が相当ある。提案者はこれをやれば、大

体どのくらいの人が見に来ると言えますか、これに集つてそうしてどういうような収入があつて、この事業といいますか、仕事が成立して行くのだというようなことについて何か具体的な、何といいますか資料と言つちやなんですが御見解で結構なんです。

○衆議院議員(坪内八郎君) 尤もなお尋ねでございまして、衆議院におきましても、或いは先般の合同審査会におきましても、その点はいろ／＼質問があつたところでございます。従つてこれを行うに当りまして探算がとれるか

ということにつきましては提案者の私たちもあらゆる角度から検討をいたしましたのでございますが、尤も私はこれの経験はありませんけれども、多年こういったモーター・ボートに携っている人方の科学的な資料その他によつてお話を承りますと、大体五千人入場者があると採算がとれるというようなことが原則的に考えられるのだということも承つているのであります。従つて競輪やオートバイの競争と違ひまして、申すまでもなくこのモーター・ボートの競走は広々とした海面を利用してこれを行いますので、理想的な設

備をこしらえようとしたしますればかなりの施設が要るでありましょうけれども、全然金をかけないでやろうと思つたならば、金をかけないでできるということも承わつております。それは例えば簡単な入場券を買うボックスを建てて、そのボックスの切符売り人といいましようか、そういうような者は戦争未亡人を使うとか、そういうつた面でそうした人たちを使いましてそう別に施設は要らない。ただうんと理想的に施設を作ろうということであれば金

は要るけれども、その別に大きな建設費と申しましようか、或いは施設費というものは要らないでこれが行われるということがこの法案の一つの特色でもあるわけであります。従つて競争入札のごとき、あるいはた何千万円というような経費を要しないで、極く少い経費でこれが行われるというのがこの法案の一つの特色でもあるわけでありまゝす。従いまして大体五千人くらい入場いたしますればこの採算がとれるというふうに承わつてゐるわけでありまゝす。

○小酒井義男君 最後に私集聞でありまして、ポット・レースに賭をするというようなことが、公然と行われている国はないというふうに聞いているのです。非公式にはいろいろ行為があると思うのですが、そういうスポーツとしてのポット・レースというものを賭をするような行為を伴うことにすることを日本だけがきめるということでは、非常に私は恥かしいことじゃないかと思うのですが、そういうことについて何か外にでもそういう行為を行なっている所がありましたら一つ参考にお聞かせ願いたいと思います。

○衆議院議員(坪内八郎君) 全くこれも御尤もなお尋ねてございまして、大體こういつたモーター・ボートの競走に競走会を作つてこういつた正式にそういうことをやるということは、外国にはないようであります。併しながら話に聞きますと、アメリカあたりでも一年間には千回もこういつたモーター・ボートの競走をやる、そうしてまあひそかに莫大な、いろ／＼金をかけてやつていっていることも承わつてゐる次第であります。私が申すまゝ

でもなく、この日本人というものの社会という観念がどうも諸外国と考え方が違ふようであります。それは封建的な日本の家族制度の思想とか或いは日本によつて來たつた今日までの国柄が、そうあるんじゃないかと思うのであります。が、社会ということよりも家を作ります大事にするというような思想があるようにして、社会ということの概念が違ふように思うのであります。そういう一面からいたしまして、何か社会的な事業でも起そうというような場合でも、なか／＼外国のようにスムースに

行われたいという難点もあるのでございまして、従つて第一條の目的を達する限りにおいて、そういう日本だけの競走でありませうけれども、こういういつた競走によつて財源をつかんで、そううして外国より遅れているところのそうういつた社会事業の面に大いに寄與しようというのが狙いでございまして、私たちの聞く範圍内におきましては、モーター・ボートの競走はアメリカにやらず、或いはイギリスその他フランス、イタリーなど外国にもたくさんあるやうでありますけれども、こういうた競走法によつて射倖心を或る程度そ

かつて競走を行うという例はまあない
 ように聞いている次第であります。
 ○菊川孝夫君 第一にお尋ねいたした
 いのは、競輪法が通つた場合も、院外
 の国民の批評というものは、大體議員
 立法というのはこのくらいなものより
 できないという批判を浴びたことは坪
 内さんでも御承知になつておられるはず
 だと思ひます。競輪が繁昌いたしまし
 てとにかくそれに關係している人は一
 部の人であるかもしれないが、まあか
 なの儲けをしたというのがこれは一

般の通評になつております。事実どのくらいあるかわかりませんが、この問題も出て参りましたので、調査のために幹部を呼びましていろ／＼調べましたが、なか／＼説くところは非常に理想的なようなことを言うのであります。が、この法案を見ましても、要するに一番のこの法律の穴と申しますか、一番の大事な点というものは勝丹投票標榜というものにあるだろうと思うのであります。これを抜きにしたら、又これを仮に修正されるということになつたら、むしろそれならやめてくれという

ことになるだろうと思うのであります。これが一番穴でありまして、いろいろと理由を掲げられ且つ述べられておられますけれども、一番の狙いは勝舟の投票権にあると私は見ております。従つてとにかく競馬、競輪等におけるあの馬券、車券はやはり国民の射倖心を利用して金を集める、こういうことにあると思うのであります。当委員会においてはモーター・ボートの法律案がかかつております。それから農林委員会には御承知の通りに犬を走らせるという法案がかかつております。これら通過した曉におきましてはすでに闘

牛法案というのを一部の有志議員が用意したしておりまして、あれは徳島県のほうが主な発生地だそうです、牛にけんかをさしてそうしてそれにかけをやつて投票券を売つてやるというのを用意しておるそうです。又一部有志議員の中には若しこれが通つたならば、鶏にけんかをさした鬭鶏法案というのを用意しているということでもあります。なお又聞くところによりますと、小型自動車の競走を、アメリカのように一人で運転する小型自動車競

走法案というものを一部有志議員の間には用意されている。これが逐次どんな議員立法として通過されるということになった曉におきましては、まあ議員がこしらえる法案は率直に申しまして、大体ばくち法案ばかりをこしらえるというような批判が起きないとも限らないと私は思うのであります。そういうような趨勢も坪内さんは、或いは提案者の皆さん方はお考えの上、將來もこういうものはどし／＼日本ではこしらえようと、こういうお考えの上に立つてこの提案をされたかどうか、

この点について一つお伺いしたい
と思います。

○衆議院議員（坪内八郎君） お説の点
同感な点もあるのでありまするが、私
どもは今度出て来るところのいろ／＼
な、今お話のような法案のことについ
てはまだ具体的には承わつていないの
であります。併しながら先ほど私お話
申上げました通り、競輪法というもの
は国会で認められて今日ここに至つた
のでありまするが、申すまでもなくあ
の競輪法でさえ趣旨は非常に結構だ
と、而もそれは戦災都市の財政面の窮
余の一策としてこれを行ふんだという

ことて国会を通過したと、かように承
わつてゐるのでありまするが、従いま
してこのモーター・ボートの競走法案
におきまして、先ほど申上げました
通り、競輪においてはああいつた欠陥
なり或いは不祥事件なり、或いは今日
競輪肅正論なども出ておるようである
けれども、それは法案そのものが悪い
のではなくして、それを運営する運営
面に大きな欠陥があるんだから、私ど
もはそういう欠陥を補つてそうして第
一條に謳われてゐるような、こういつ

海運局を通じて本省まで申告する、従つてそのうちどれを認可するということとはそれ／＼本省の権限によつてきまるわけでございます。

○菊川孝夫君 この本省の認可というやうなことはあるんでございますか。

この規定の中に海運局で認可する、どうも、わしもずつと読んで見たのです。

○衆議院専門員（堤正武君） お答えいたします。第四條の四項でこれは民法上の公益法人になっておりますので、この規定によりまして省令を作りましてその省令に基いて結局運輸大臣が認可するということになっております。

○菊川孝夫君 そうしますとこの今の御説明によりますと、誰でも公益法人に入ろうと思つたら拒否すること、拒否すること、拒否すること、拒否することはできないのですか、そういう点はどうですか。

うなつておりますか。所定の金さへ出せば。

○衆議院専門員(堤正武君) 金とかというものは別問題といたしまして、欠格規定がないから入れると思ひます。

○衆議院議員(坪内八郎君) その点ちよつとお答えいたしますが、地方の競走会、各府縣に一つの競走会を置くことになつておりますので、それが複數制となつて現われた場合にはどうかというようないかと思ひます。

○菊川孝夫君 いやそうじゃない、一つの競走会をこしらへようというときには、東京都へこしらへようとした場合に誰か発起人になつてどつと申込めば、これは極端な例ですが、いゝゆる百人でも五百人でも千人でも二千人でも、まあ競輪の実績から考えまして募集でもするというには、それは、それは非常におもしろい、或いは又有益であるというふうな見地から来る人もありまして、或いはこれは金儲けになるというふうないろ／＼な見地から入るだらうと思ひます。応募者はたくさん来ると思ひます。欠格條項はないのでありまして、そうすると誰でもこれを入れなければならぬ、法律で以て開放的なものであるか、それとも制限を付したものであるかこの点を。

○衆議院議員(坪内八郎君) その点でございまして、その点は法律にも謳つてありますように、都道府縣が施行者でございまして、その都道府縣の施行者によつて競走会にこれを委託したて行ひのであります。そういう方面の取捨選択というものは大体において都道府縣である程度これをいゝ／＼整理いたしまして、そうして完全なもの

にして地方の海運局を經由して本省に出すということになるだらうと思ひます。従つて誰をこれに入れたいということは、第一條の目的に合致するようないか、或いは第一條の目的を達成するのに興味を持つて下さる方々が吸収される、かように存じております。

○菊川孝夫君 それは又非常に問題だと思ひます。第一條の目的だと言つて申込む人はいないと思ひますが、競走会に委任すると坪内さんは言つておりますが、これは競走会をする競走会に、だから競走会の設置にまで都道府縣がタッチするということはないはずだと思ひます。そういう点が起つて来るといゝずかしい。その点の規定なんかは全然今の法律にはないと思ひます。自転車の競走会、これは、競輪法のときには誰か知らなかつた、ああいうふうになるというところは知らなかつた、つと過ぎてしまつて大したことはなかつた。ところが今度は実績があるから、ドッグ・レースにいたしまして、これは同様だと思ひます。相当これは関心を示しているだらうと思ひます。従つて、応募者も相当出て来るだらう、それをどういふふうな整理なさるということはないか。あなたの第一條の目的で適當な者と言ひますが、その簡單に、資本金が幾らとか、資本金のあるなしというによつても整理されるだらうと思ひますが、これは一番根本だと思ひます。法律を出した後に、おける、その点を一つ。

○委員長(植竹春彦君) 今その点についてちよつと専門員から。

○専門員(岡本忠雄君) 御説明がちよつとびんと来ないだらうと思ひます。公益法人の認可につきましては主務官庁がこれをやつておる。運輸省に法人の認可、監督の省令が出ております。これは去年でできております。それによつて運輸省がこれを審査し認可する、こういうことになりまして、省令ができております。

○菊川孝夫君 それはその公益法人を設立するときの話を言つてゐるのですか。設立してしまつたのを認可するのじゃないかというのですか。

○専門員(岡本忠雄君) 設立の認可です。

○菊川孝夫君 その設立のときに公益法人をこしらへる手続というものはあるだらうと思ひます。これに応募者があつた場合に、これを受付けなければならぬことになつてゐるかどうか。それと一部の有志だけでこれをこしらへてこれは公益法人だ、先に届出たものの勝になる、これを拒否するということになるのか。それとも一定の期間を通じまして誰でもこれに入つて来る者は拒むことはできない、こういうことになつておるかどうか、その点について。

○説明員(今井榮文君) 私船舶局管理課長でございます。局長が外出中で私代つてお答えさせていただきます。只今の点につきましては、実は民法上の公益法人に関する規定は、現在各種の法規にございまして、詳細な規定はございせんので、多少運輸大臣が、自己の考へ方に従ひまして認可し得るような、比較的広い規定になつております。従ひまして、これについて認可申請が出て参りました場合、運輸省といたしましては、その認可の

慎重性なり適格性を確保する意味におきまして、現在省内に公益法人適格審査委員会というふうなものを設けてございまして、これは運輸省全体で一本の組織でございまして、それによつてできる限りその組織、内容、或いは資産の状況とか、或いは構成員の資格というふうな点について十分検討を加へまして認可をいたして行きたいと思ひております。但し最初一つ認可されまして、一府縣に一つの競走会場設立を認められております關係上次の申請は受け付けないということになるのではないかと考へております。

○菊川孝夫君 どうもポイントが狂つてゐる。私のお尋ねしていることは、実は公益法人の設立のときにその公益法人の設立、発起人というものができるだらうと思ひます。その発起人でなくて応募人、これは公開に募集しなければならぬ募集して応募して来た者は入れらるかどうか。これは一個の権限を有する、表決権を有する者が、お前に入れんぞ、おれだけやる、こういうふうに入つてしまふものかどうか。そうして、ただ運輸省の、あなたの方と連絡のあるほうでびたつとこしらへてしまつておれの方でやるということになるかどうか。この点についていゝゆるオープンにして誰が行つてみても公益法人設立準備会が一府縣内に公告をして、こういう條件で好きな方はお入り下さい、こういうふうにして公益法人ですから公の益になるのですから、公衆の益になる、公の益になることをやる、こういうわけですから、それをうまくしてしまふということになつたら問題だと思ひますが、ところが、それがなかつたら、それは行かん、實際問題と

しては行かんと思ひますが、その点がどういふふうになるつもりかということをお尋ねしておる。

○説明員(今井榮文君) お答えいたします。公益法人の設立につきましては、一般の公益法人の設立と同じように、或る中心になる方が發起して一般に公募するという方法もございまして、又その人たちが東京の地元で一つの団体を作る場合もございまして、そういうふうな構成員の結合について、運輸省といたしまして指図することはできないのではないかと存じております。従ひまして各地方におきまして競走会がござる際には、それ／＼その地の実情なり何なりに従ひまして、いろ／＼な方法で設立の準備が行われるものではないかと考へております。

○菊川孝夫君 今の御説明で大体わかりました、構想は併し今までの公益法人というものと、この種の公益法人とは非常にいゝゆる、何故私が申し上げるかと思ひますと、競輪のあの実績から考へまして、簡単にはいくものじやないと思ひます。今までの簡單な普通の公益法人、或いは公益法人とは少し性格が違ひます。率直に申し上げます、それは何故かと申し上げますと、余り競輪のことを申し上げて恐縮でございますが、今言われており、新聞にも載つておるところから見まして、やはり同じような性格を持つた公益法人にならざるを得ないのであります。従ひまして、普通の公益法人設立のときにいろいろの問題、紛争が起らないから、この競走会を設立するに當つても問題が起らないというふうにお考へになるのは認識の不足であると私は思ひますのであり

ます。その点について構想を考えているかどうか、こういうことを聞いてくれるわけですか。

○説明員(今井榮文君) お答えいたします。その点につきましては非常にむづかしい問題があると思ひます。運輸省の私どももいたしまして、この種行政には全く今まで不馴れでございまして、果して十分自信を持つて今からそういうものの指導ができるかどうかを確言することは困難であると思ひます。ただ私どももいたしましては、この種競走が本当に明朗且つ健康な一つのスポーツの内容を十分持つて、而も又舟艇なりエンジンに今後直接的に裨益して頂けるといふような希望をつないでおりますので、そういう段階の設立につきましては、地方の競走云々の、競走の施行者である府県の方々のその地域における実情によつて公正な立場でむしろ設立の募集をされることをむしろ期待しております。

○菊川孝夫君 あなたの御期待は勝舟投票券を伴わないならばその御期待はまさに的中いたしますが、これが伴う場合にはそれはそう簡単に的中しない。又これに伴ひまして、売店或いはこれに伴う又小運送、小運送と申しましては語弊がありますが、バスその他の営業こういったものが一般社会におきましては、そうあなたの御期待通りには私は行かんと思ひのであります。が、あなたの方ではそれをスムーズに普通の公益法人のように行くと思つて法律案を出したになつたのであります。

○衆議院議員(坪内八郎君) 提案者もいたしましては、そういった競走ができてその競走会のメンバーといふこと

すか、そういった者は主としてその土地の例えば造船業界の人とか、或いはこれが海面で行われる関係上、水産界、経済界とか、或いは金融界の相当紳士の方々がこれに参加してくれるであらうと、かように考えておりますので、今菊川委員のお尋ねのような点は先ず万般なかるうというふうには私どもは考えておる次第であります。

○小酒井義男君 今の質問に関連するのですが、やはりその競輪の場合なんかは、私の聞くところによると、非常にバスが大きいと語弊がありますが、バスが大きな施行の上に支配するといふ弊害がもうできていようなんですか、これをやつて行くとかやと同じことができて来るのではないかと思ひますが、提案者どうでしょう。

○衆議院議員(坪内八郎君) その点はお話の通り、多少懸念される点もあるうかと思ひますが、これを運営或いは指導監督して行くには、責任ある運輸大臣なり或いは所管の運輸省が慎重に検討を加えて、そしてそれらの指導のもとにこれを行いますので、競輪なんかで行われているようなバスの介入というものはないだらうと期待いたしておる次第であります。

とを御調べになつたかどうか、その点を先ずお伺いしておきます。それから二番目といたしましては、モーター・ボートの競走は場所的には非常に制限される、それから天候、風でありまして、或いは潮でありますとかこれらに制限されることが非常に多い、従つて開催される回数が非常に少いと思ひ、自転車や小型自動車に比べまして、でありますから、開催される回数が少いから、この第一條の目的を達することが困難にやないかと、かように思ひますが、提案者のお考えはどうであるか、この二点と。

更に第三番目といたしましては、もしこの法案の成立によりまして、この第一條の目的が達せられてモーター・ボートの性能の向上なり或いは品質の改善が行われまして、それが今日の国民生活にいかなる力を持つていられるか、その三点をお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(坪内八郎君) 競輪の目的が達せられていふかというやうなことにつきましては、私もこのモーター・ボートの法の提案に當りましてはいろいろとこれについては承わつてはいるけれども、大体において相當に目的を達しているように考えておるのであります。特に地方財政に寄與する面におきましては非常に甚大なものがありまして、その総計四十億といわれていくくらいであります。特に私の関係市でございましては長崎市のときは、もうすでに長崎市の財政収入として八千万円くらいの収入があるように承わつております。従つて競輪のことはよくわかりませんが、大体において

てそういった技術面或いは自転車の振興或いは海外に対する宣伝そういった面では、私は競輪は目的を達しているのではないかと、かように考えておるのであります。

更に第二点の、この第一條の目的を過するに當りまして、場所の関係がなかなかこれは問題だから簡単に行かんのではないかと、場所というものは大体長さが八百メートルで実質的には五百メートルしか使われない、巾は八十メートル程度あればどこでもできるやうに相成つていふのであります。勝舟券を買つた者が、山の上からでも或いはどこからでも見えるといふことになつておりますので、こういった関係で、競走するのには一番場所の要らないことであるし、その点は容易であるといふことも承知してゐるのであります。

更に第三点につきましては、堤専門員からお答えさせることにいたします。

○衆議院議員(堤正武君) モーター・ボートの性能向上によりまして、大いに海事思想を普及し又技術方面にも進展して行くといふことは、この際非常に大事なことでありまして、と申しますのは、御承知のやうに、船用エンジンの小型ジーゼルあたりになると、日本では非常にその性能のいいのがございまして、戦争中に日本が機帆船を大いに奨励いたしましたけれどもやはり機帆船が主でありまして、丁度私その仕事に携つておりますときに、ジーゼル・エンジンを以て変えようといひましたもなかなかいいのがあるやうで、結局ドイツのヘッセルマンと申しますジーゼル・

エンジンを転用するといふことで大分研究を進めておりましたが、これももう大した期待も持てなかつたといふやうなわけであります。仮にこの法案が通りましてエンジンの方に工夫改良を加へますれば、日本の国家の船舶、殊に百トン以内の船舶で非常に経済的なエンジンが得られる結果になるのではないかと、かようにも考える次第であります。将来船用エンジンの方面に改良を加へるということにつきましては相當貢献するところがあつておられます。

○鈴木清一君 提案者は先ほどの競輪が前国会で認められていふので、従つてこの法案を認めるやうにしようと思ひますが、御承知のやうに、競輪の方を出されたときにおきましては、いろいろ本當に射倂行為に對しまする、いわゆる間違った行為であるといふ觀念を持つて国会議員も全面的に反對しておつたのでありますので、従つて今回の問題が起されたとしても、これが反對の立場の者は依然として反對してゐるやうなことも含み置き願ひたいのであります。といふのは第一條の目的について今の御説明があつたやうでありますけれども、提案理由の中に、海外に云々といふことと、それからもう一つは地方財政の問題といふことと、そこで海事思想の普及といふやうなこともいろいろ書かれてあるやうでございまして、けれども、先ほど岡田さんの御質問をなされたやうで一番重大であつた、いわゆる民生生活向上の面において、今の経済状態を打開して行つて民生生活を幾分でも向上させようといふため

に、どの点が、どれほどこれは性能をよくするということについて必要であるかということについて今一つお尋ねしたいわけであります。

それから今一つは地方財政の根本の改善を図ると言われているようであり、ますけれども、このいわゆる射倖行為が含まれております限りにおきましては、競輪、競馬、いろいろのドッグレース等から見ましても、決してこれは地方財政は或るほどこれを潤わされて、その県別によりますれば非常に公

共事業に對しまするいろ／＼の財政が潤うておるようでありますけれども、併しながら射倅行為につられて行きましたところの人たちが、非常にも、競輪のためにどうか、競馬のためにどうか言つて身を破綻の苦しみで陥れている人たちが非常に多い。教育上からいつても一方が潤うても、それがその人たちの生活を本當に向上させるため、或いは地方發展のために使われているようであるにかかわらず、それはやはりこうした行為によつて無理に一般の人たちがそこに呼びつけられて税金を納めて行くというような結果である。而もそんな射倅行為を機械的に考へても海事思想を普及しているということは、地方財政が幾ら潤えばといへども、本當に国家的の大きな意味から見る場合には、決して地方財政をそのようなことに利用するため國民一般の思想が非常に悪くなつて行く結果になるとすれば私は大きな問題だと思ふ。そういう点について私もは反對するのでありまして、その点をどうか一つ、どういふふうに御説明頂けますか、して頂きたいということ。

今一つは私はこれは監督官庁にお尋ねいたしたのでありますけれども、この法案を出されて、監督官庁にいたしましては、国会で議決されてしまえばそれを今度は監督するためにいろいろ／＼考えましようという、その前に大きな国家の管理といたしまして、こうした法案をどん／＼出されても、いいか悪いかということだけでもはつきりして、お考えを若しお答えでき得たらして頂きたい。この三点を先ず一つお尋ねいたしたいと思います。

○衆議院議員(坪内八郎君) 第一点のお尋ねは先ほどの岡田委員のお尋ねと関連いたしております、いわゆるこの第一條の目的を達成するに當つて、国民生活のどういつた面に潤つて行くのかという点であらうと思ふのであります、この第一條に謳つてありますように、それ／＼この目的は十分達せられると我々は確信してこの提案をしたわけでございますが、特に私はこの目的の中に併せて海事思想の普及と宣戦ということも謳つてあるわけでございます、私が申すまでもなく今日の日本の敗戦後における、あらゆる客觀的な情勢或いは敗戦によつて僅か四四つの島に限られた領土の中に八千三百万という人口が溢れているというような關係からいたしましても、私は海事思想の普及というものはむしろこれは大きく國家が或いは國家としてこれを取上げて、大いにそういつた海事思想の普及をしなくてはならんというやうなことを私は非常に希望いたしているものであります。更に私は、私個人の意見でございますけれども、私もよくいつた敗戦後の状態の中に置かれて生活いたしております國民といたした

まして、又日本の地理的或いはそういつた面からいたしても、大いに將來に來我々は海事思想を普及してそうして將來の國家百年の大計を立てなければ日本は行詰るのではないか。私たちのこういうつた意見は或いは誤解されたりその筋からもう／＼意見があるところであると思うのでありますが、少くとも私たちはこの移動する國家ということを私は非常に興味を以て考えておるのでありますが、我々國民が移動するの國家、いわゆる海外に大いに發展し

て将来日本民族として伸びて行かなければならんというようなことも考え併せますると、特にこの海事思想の普及宣伝或いはそういったための啓蒙ということとは私は国策として大事な点ではないかと、かように考えている次第であります。従つて第一條の目的のそれであり、それの振興をするに当りまして、或いは併せて海事思想の普及宣伝をいたしますのは、私は将来国民の生活なり或いは国家の運営にも、この法律の通過によつて寄與するところは大きくあらうと、かように考えております。

更に又地方財政の改善を図るためにどうかというようなことにつきましては、この競走によりまして、七五％は勝舟券の投票者に配当することに相成つておりますけれども、残りの二五％は地方公共団体が一七％、三％が国、五％が競走会、こういつた割合に相成りますので、ひとしくそのパーセンテージの多い方は地方公共団体がこれを受取るということに相成りますので、その点にも私は大いに寄與することにもなると、かように考えております。従つてこの法案の起草をいたします。

した者は、ここにも毎日傍聴にお見
になつております特に女性の方の福
島世根という方がこれを起草し、又
の人と協力して堤という方々がこの
草をいたしたのであります。もと
もこの法律は起草者が社会事業に貢
献したいという非常にうるわしい気持
から出発したたのであります。従つ
て若し委員各位のお許しを得ますなら
ば、その起草者が幸いにして当委員
に傍聴いたしておりますので、参考ま
でにその辺の事情もお聞き下さい

れは私は幸いなことに存じております。かように考えております。

それから第三点の点につきまして、監督官庁のほうからお答えをさして頂きたいと、かように考えております。

○説明員(今井榮文君) 只今の御質問にお答えいたします。この法案の内容につきまして、その可否を判断する点につきましては、国の最高の意思決定機関である国会の判断によりまして、法案成立後におきまして運輸省がこれを忠実に施行するということは只今御指摘のあつた通りでございますが、こういう法案そのものが果しているものであるかどうかという点につきましては私は私どもは十分研究はいたしておりますが、世界各国におきまして一般に賭博行為は一種の行政犯としてこれを禁止しておりますが、各国とも多少多少の例外的な方法によりまして許可しているというふうな実状があるのであります。ところが例外的な許可によりまして行われているというものの中では、私ども運輸省の所管部局といたしましては、このモーターボート競走法は、これによつて得るところのプラス

になる面が非常に多いのではないかと
いうふうに考えております。例えばこ
れはその他のものに比べますれば、私
ども結論が出るわけですが、例
えばエンジン或いは船体等につきま
しても、これはど端端的にその性能なり或
いは船形なりの向上に資するものはない
ようにも存ぜられます。又そのモ
ター・ボートそのものが狭い土地を使
わずに比較的広やかな水面を使うとい
う点、或いはその観光との結びつきと
いうような点から考えましても、その

例外的に認められるものの中では比較
的プラスの面が多いのではないかと
うふうに考えております。

○委員長(植竹春彦君) それでは先
ほどの坪内君の御提案の御発言ですが如
何いたしでしょうか。

○鈴木清一君 どうですか、今少し質
問して、それから若しなでししたらち
尋ねするという方法でもよろしいし
日には必ずしも今日でなくてもよ
しい。私は少し質問してからにして頂
きたいと思います。

○委員長(植竹春彦君) それではさ
うに取計らいます。

○鈴木清一君 先ほどお尋ねいたし
た海事思想普及について提案者の御
説明があつたのですが、それと今觀望
事業に関連して云々という政府側から
のお話があつたようでありますけれ
ども、私は先ほどの御説明から行きま
す、私はいわゆる限られたものが海事
普及になるといいますが、それならば
何か勝舟券というようなものを作らば
にそうしたことをやれば海事普及にた
ることが、むしろ一般の人たちを呼
んで見せられる意味において私は趣旨は
通るのではないかと。勝舟券を持つとい

うことになりすれば、これは恐らく限られた人以外は本当に行くことができない。只今までの競輪等につきましても批判のありました対象は御承知のようにこれを商売にしている者もあるというような悪評、そうして行く人が本当に限られた人のみによつてこういう場裡に入りますということには非常に非難の中心となつてゐるわけであります。そういたしますと、勝舟券の問題にいたしまして、ボート・レースの問題にいたしまして、勝舟券に興味あり、射倖行為に興味ある者が結局それこそ日にちを無理にさいても行くというだけであつて、一般の人たちに対するいわゆる宣伝普及ということになり得ないのじやないか。若しそれを一般に公開するような処置においての競技場というものを作ることになつたならば、むしろ今度は地方財政云々で勝舟券の方に影響するということになればこれは話が逆になる。こうした点において今少しくお話を願いたいと思います。

それといま一つは社会事業云々についてのお話もあつたようでありすが、そうだといたしますれば、これはこの利益を国家に納めてそうして使うところを国家に委任するという結果になり、又地方自治体に納めて地方自治体においてそれを使うということを委任されるということになると思ひますけれども、御承知のように戦争犠牲者というものがただ戦争未亡人というより意味ではなくして、列車、電車に乗つてすでに御承知の通り傷病者といひましては今国家の保障を余り與えられずに苦しんでいる人たちが多分にあるのであります。こうした面になぜ

はつきりした條文として、この人たちは救うという一つの目的のようなのを條文の中に入れてくれないかということも考えられるのでありまして、こうした点についても一つ御答弁願ひたいと思ひます。

それから品質の向上、いわゆる競輪にいたしましては又理由もいろいろありましようけれども、少くとも御承知のように自転車の改造ということは国民生活の上に最も欠くべからざる必要性を持つてゐるものでありまして、今の品質改良というやうなことで、又海外に對します貿易という面につきましても、対象が非常に多いので、これは一応理が通るかと思ひますけれども、限られたモーター・ボート、限られたエンジンの改善、というやうなものになりますと、まあ国民生活の内容の中へ含まれて来るものは、御承知のように機帆船の小さな舟艇に對しますエンジンしかあり得ない。併しながら而もこれには馬力も大体制定されておるから、これは馬力も大体制定されておるから、漁業開発の目的が達せられるというためのエンジンを必要とする船としたなら、恐らくその程度のエンジンでは到底成立たないと思ふ。そういう意味から行きまして、やはりあまりにも国民の生活に直接影響があるということにも考えられないと思ふのであります。

それから又観光事業の問題であります。観光事業で観光と組合せてやる、而もどこでもやるというところが、き得ない、勿論日にちが大体限られてやらなければならぬという結果からいたしますと、観光目的の対象となり得る人たちは果して外貨獲得を中心と

するの、それとも国内におけるところの人たちを對します観光事業の目的とするのか。この比重の点についてもお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(坪内八郎君) お答えいたします。第一点の勝舟券の件であります。私が、私はこれは特定の人だけが買つて、一般の人が買つてゐるのではない、一般的でないというお話であります。勿論この勝舟券を買ふ人もありましようし、又更にその勝舟券を買わなくても、廣く一般的にこの競走を見物いたしまして、又見物させまして競走が行われますので私はあくまでもこれは一般的である、かように考へてゐる次第であります。

更に又地方財政の改善を図るという面につきまして、競輪と比較對照いたし、いわゆる今までの競輪のあり方からいたしまして、そういう財政面において社会事業が行われないのじやないかという御懸念も御尤ものお話でございますが、先ほどもつと御説明申し上げることを忘れたのでありますが、これはあくまでも発案者又提案者としても地方財政に寄與したい、地方公共団体の収入となつた財源についてはつとめて使用したいように我々は大きな期待を持つてゐる次第であります。従つてこの発案者もそういう意味でこの問題を取上げたというのが事實なんであり、更に又そういう社会事業に寄與する、或いは社会事業のために費用を支出するということを條文で謳つたらいふじやないかというお話でございますが、若しも国会の皆様の御意見が、そういうやうな條文を挿入することとが適當であるという御意見でござい

ますれば、それを條文に挿入して下さることも我々は結構だとかように考へてゐる次第であります。

更に又次のお尋ねの限られた場所でのモーター・ボートが行われるので海に親しむ機会も少し更に直接には外貨の獲得にはならないだらうし、目的に副わないじやないかというやうなお尋ねであつたかと思ひますが、これは比較的海面を利用いたしますので非常に競走が容易であるということが一つの狙いでもありますし、更に又そういう勝舟券を買ふ人以外でも廣く日本人はどつちかといひますと海に親しむ国民でもありますので、私は限られた場所と申しましてこれは成るべく人の集合する或いは交通の便利のよい所或いはそういう競走に適應した海を利用いたしますので、その点も私は目的を達するのじやないか、かように考へるわけでありまして。

更に又観光事業に關係してのお尋ねでございますが、この点も場所によつてはいろいろ我々国内人だけがこれを見たり或いは勝舟券を買つたということになりますけれども、例えば東京周辺の逗子とか或いは仮に隅田川で行われるということになりますと、そういう外人もこの勝舟券を買つたりこの競走を見たりいたしますので、大いに私は外貨の獲得にもなるのじやないかというふうにお考へてゐる次第であります。何かお伺ひしたい点がありましたら更にお答えしたいと思ひます。

○鈴木清一君 只今あなたの御答弁の中から場所の問題が一つ出たやうであります。これは競技場に対する條件があるやうであります。これによりまして、勿論どこでもやれるというふう

な今のお話のやうでありましたけれども、非常に條件がむづかしく出で出るくらゐでなければこの競技にはおのずから不正の問題も出て来ると思ふのであります。この條件を本當に充たしてやれるということになると、第四條の各県一個ということになります点についてどのくらいに與えられるか、例えば東京などではどういふ所があるのか、或いは神奈川県でやるといふ所があるのか全部とは申しませんが、大体具体的にお示し願ひたい。というのは例えば神奈川県で申しまして、神奈川県の中で若し相当やるといたしますと、御承知のように波高〇・四メートル以下ということになりますとちよつとない。それをたま／＼今度はやれる水面となると川でも海でもよいということになりますので、従つて声ノ湖、そういう所へ持つて行かざるを得ないということになりますと、若しも声ノ湖でやつた場合には採算の上からいつたつて到底これは私には行く人も少いだらう、そうして又勝舟券というものの興味を持つ人はどこでも行くでしょうが、一般の人々のために見せるというやうな意味から行くならば非常に場所制限される結果が起きて来るのであつて、これは一般普及という言葉には当てはまらない結果が起きますと思ふのであります。若しそうした点について具体的に考へて頂くところがありましたら一つお知らせ願ひたい。

○衆議院議員(坪内八郎君) お尋ねの点誠に御尤もでございますが、採算の点につきましては、採算がとれるかとれないかということは競走の生命で

もありますので、あらゆる観点から考
えまして人の集まる所又容易に採算の
とれる所、そういう点を十分検討いた
しまして行われることは申すまでもな
いのであります。なおお手許に差上
げた資料で大体御了承頂く点もあろう
かと存じます。その場所の点につ
きましては海であるが川であるう
が、或いは湖水であるうが、これはで
きることに相成つてゐるのであります
が、お手許に差上げてある資料にもあ
りますように、東京都であれば隅田
川、或いは江戸川放水路、或いは神奈
川県ならば横須賀、芦ノ湖、或いは相
模ダムとか、或いは栃木県ならば中禪
寺湖、こういうふうなたいがい適格す
る場所を大体において調べ上げてい
るわけでありまして、この資料を一つ
御覧頂きまして又お答えいたしたい、
かように考えます。

○鈴木清一君 では私はやめましてあ
とで又お聞きします。

○菊川孝夫君 もう一点最後に御質問
申上げたい。第一にお尋ねしたいこと
は、仮にこれは誠にちよつと酷なよう
な話ですが、第一條の目的を達成する
こと、達成さえすればいいのでありま
して、仮に勝舟投票券の條章を廃止し
た場合にそれに應じられる用意はある
かどうか、これをやめる、削除するとい
うような修正に應じられる用意がある
かどうか、これは酷な話だと思いま
すが一つ。

それから第二点といたしまして、こ
の種の競技が非常に多いということ、
これ以上殖やしたらどうかということ
が、非常に批判の対象となつてゐると
いうことは事実でありますので、仮に
この法律を通すということになる、そ

の修正といたしまして、神奈川県に一
つ設けるということになつたら、神奈
川県の競馬場を一つその代りにやめ
る、競輪場なり競馬場なりやめる、そ
ういうふうな条件を附すということに
なると、これに應じられる用意がある
かどうか。そうすると世の中の批判と
いうことは非常に少くなるのだから。
例えば東京都の江戸川の放水路とか隅
田川とかに設けることになつたら、東
京都にある競輪場、競馬場のうち一
つ、二つをやめる。こうしてこの形式
でバラエティにする、こういう恰好の
行き方はどうだろう。これは国の政治
のやり方上こういうことも考えられん
ことはない、実現はむずかしいかも知
れませんが、この点についてどうであ
りますか。

○衆議院議員(坪内八郎君) 第一点の
勝舟券を売ることについてこの第一條
の目的を達せられれば削除してのその
後の用意はどうかということございま
すが、現在のところ提案者といいたし
ましては、現在のこの提案内容以外に
は考へてないのでございまして、尤も
この勝舟券をもう一つたことをやらな
い第一條の目的が達せられる点は勿
論他に考へる点もあるでございまし
ようけれども、現在のところ私どもと
いたしましては、この條項を削除いた
しましたならば、法案の趣旨なり或い
は第一條の目的が達せられないので、
そういうた用意はないのでございま
す。

○内村清次君 提案者がお帰りにな
るうようなことのお尋ねでございま
すが、申すまでもなく競輪場は国会で認
められておりますので、国会において
廃案になれば別でございましてようけ
れども、我々といつたしましては競輪場
を廃止するということとを条件として云々
ということは今のところ考へていない
のでございまして。

か、この点具体的に一つ御説明を願
たいと思ひます。
○衆議院議員(坪内八郎君) この海事
思想の普及ということにつきまして詳
細に御説明申上げますと、いろいろあ
るのでございまして、特に具体的に述
べるところでございまして、先ほ
どのお言葉の中にもありました通り、
このモーターボート競走を見ること
において、勝舟券を買入人あるいは一般
の人、国民大衆が何と申しますか、海に
憧れる、或いはそういう海の環境と中
心な点は又別な面であらうと思ひます
けれども、とにかく広くこのモーター
ボート競走によつて海の周辺に人を集
結させる、そういうことにおいていろ
いろと私はこの海に対するいわゆる思
想とか、考へ方とか、或いは海の魅力と
か或いはその快楽なモーター・ボー
トの競走によつて非常に興味を持つと
か、いろいろな点で海事思想は普及さ
れると、最もこの法律の第一條に謳つ
てゐるこの点のみによつて完全無欠に
海事思想が立派に普及されるというこ
とは考へていないのでございまして、
けれども、こういうたモーターボートの競
走によつて海事思想の幾分たりともそ
の普及に私は寄與する点があるのじや
ないかというふうなことを考へて提案
をした次第であります。

○衆議院議員(坪内八郎君) 第一点の
勝舟券を売ることについてこの第一條
の目的を達せられれば削除してのその
後の用意はどうかということございま
すが、現在のところ提案者といいたし
ましては、現在のこの提案内容以外に
は考へてないのでございまして、尤も
この勝舟券をもう一つたことをやらな
い第一條の目的が達せられる点は勿
論他に考へる点もあるでございまし
ようけれども、現在のところ私どもと
いたしましては、この條項を削除いた
しましたならば、法案の趣旨なり或い
は第一條の目的が達せられないので、
そういうた用意はないのでございま
す。

○内村清次君 提案者がお帰りにな
るうようなことのお尋ねでございま
すが、申すまでもなく競輪場は国会で認
められておりますので、国会において
廃案になれば別でございましてようけ
れども、我々といつたしましては競輪場
を廃止するということとを条件として云々
ということは今のところ考へていない
のでございまして。

○内村清次君 当局の御答弁はあとの
機会に譲るといたしまして、次の海事
思想の普及であります、先ほど提案
者のお考えでは日本が四つの島に閉込
められてゐる、而も四面海をめぐらさ
れてゐる日本の国民としては、海につ
いては関心を持たなければならぬ、
その関心を持つための普及のためにこ
れをやるのだというふうな重大な御答
弁があつたやうであります、併しした
だ言葉は重大であります、問題は
海事思想の普及といふと、先般こ
れは隅田川で試乗会を私は見学いたし
た次第であります。問題は河川であ
りますが、これが海にレースがあるとい
たしますと、海も眺めるでありますよ
う、汽船も眺めるでありますよ。或
いは又港灣のいろいろ施設関係も眺
めるであります。併しそれだけの
レース上から見まして、或いは今の
モーター・ボートがレースをやつてい
るところの状態を眺めただけにお
きまして、この海事思想の普及とい
う大きな問題が、国民思想の上におき
まして的確に把握できるかどうかとい
う点、ほかに又海事思想という問題につ
きましては、どういうふうな具体的
な考へ方を以てこの海事思想の普及と
いう点をここに織込まれたのである

○委員長(植竹春彦君) 速記を始めて
下さい。
○内村清次君 第三点ですが、この地
方財政の改善を図るために行うと、こ
の点でありまして、これは先ほどから

○衆議院議員(坪内八郎君) その点を
先ず第一にお伺ひいたします。
○衆議院議員(坪内八郎君) その点を
先ず第一にお伺ひいたします。

○衆議院議員(坪内八郎君) その点を
先ず第一にお伺ひいたします。

○衆議院議員(坪内八郎君) その点を
先ず第一にお伺ひいたします。

○委員長(植竹春彦君) 速記を始めて
下さい。

も各委員から競輪の問題を対象にしてこれはこの競走法全体の意味も含めての質問が展開されておつたのでありますが、私はこの地方財政の改善という面につきましては條項の中にもその幾らかを地方財政に繰入れるという項があるわけですが、併した私が観点を變えて御質問いたしますことは、提案者の方々、而も又坪内議員は自由党の幹部のかたでありますし、そういう方々が提案者になつていらつしやいます。が、先般の地方の知事會議の席上におきまして、勿論現在の地方財政の健全化でない、いわゆる平衡交付金の増額を叫んでいるし、或いは又一面におきましては財政の改善も要望いたしておりました、そして一応はシャウブ勅告で税制の改革がなされたといえども、まだ國が徴収するところの税を一つ地方に委譲してもらいたいという要望もあるものであります、こういうようなレース關係を以ちまして、地方財政の改善をするというような観点でなくして、根本的に地方財政を確立させて行くというような大きな観点からして、自由党におきましてもお考えがあることであろうと存じます、そういう点に地方財政の改善を圖るといふ大きな第一條の目的を掲げられるといたしましたならば、そういうような方向にお考えは及んでおらないのであるかどうか。それから又これに附帶いたしまして、競輪關係につきましては、これは勿論當時の状態としては、これは確かに一つの税制の混乱期でありまして、地方財政の確立が非常に不十分であつた、そういうときに競輪の許可設置によつて、地方財政をいくらかこれを受持つて行くという各県の、或

いは都市の思想があつたことは、これは私たちが否定できません。できませんが、実は出身県をいましての恥を私は決してここで申上げるわけではないのであります、熊本市におきまして、県二つの競輪の設置に對して、一つだけは熊本市に誘致されたわけでありまして、その誘致されたところの、許可をとつた過程においての出資状態において、或いは又はその競輪場を作るところの工事契約の上におし、の又一つの大きな事件において不正がなされたというような所で、大きなこれは問題に展開されておつたのであります、當時の市會議員のうちにおいては府正議員連盟を作つて、そしてこの究明をするというような大きな問題もあつたわけですが、勿論レース關係に對するところの不正その他につきましては、これはさておくといつたしまして、そういうような關係を惹起しておりました市の当局としては、何とかしてこの際投下したところの市の財源を、これを埋めるまではこの競輪をやろうというような關係で、今その経費の取戻しに競輪をやつていくというものが熊本市の現状であります、さうな過程からいたしまして、各地に起つたいろいろの即ち問題からして、競輪の廃止という問題も相当大きく世論化して來ている状態であるのであります、が、こういうような過程を通じて参りました競輪の財政補助の問題等、それから今本法案に載つておりますところのこの地方財政の改善の意味といふものは、提案者にいたしましたならば、先ほど私がお尋ねいたしましたやうな大きな観点からこの経緯に鑑みて御改善なさるといふやうなお考え方

があるかどうか、この点を先ず伺います。

○衆議院議員(坪内八郎君) 大變傾聴に値いするお尋ねでございます、お言葉の中には同感な点も多々あるわけでありまして、従つてこの第一條の地方財政の改善ということにつきまして、又お尋ねの第三の点も相関連いたして思ひます、我々自由党によらず、又社会党の内村さんにおかれまして、この地方公共団体の財政を如何に今後持つて行くかということにつきましては、これは大變國策的にも大問題でございます、その方法にはいろいろあると思ひます。更に又近く講和會議が締結されますれば、こういう占領されていく關係によつて御承知のごとく終戦処理費が千三百七億圓も計上されている關係でございます、若し占領が解けてしまつて、そして日本が本當に新しく獨立國で發足いたしましたならば、そういう終戦處理費に使つていく終戦處理費を、これを地方財政の改善に支出するやうに、或いは減税の面に使うなり、方法があろうと思ひます。更にさういつた終戦處理費をうんと公共事業費に計上して、さういつた公共事業の促進を圖るといふやうな点もいろいろあるかと存じます。従つて地方公共団体の財政の改善を圖るといふことは、これはひとしく起黨派的にそれによるところの立法措置なりさういつたものは大いに検討して行かなければならぬといふことは、全く同感でございます、

〔委員長退席、理事岡田信次君委員長席に着く〕

私どもの政党的みならず、各党ともこの点は十分慎重に考慮されている点でございます。従つてこの地方財政に寄與するといふ点につきましては、いろいろ／＼とお話ございましたが、國策的にはさういつた國の情勢が變化して行くのに鑑みまして、いろいろ／＼その關係は検討されなければならぬとかやうに考えますが、それについては、先ほど簡單に申し上げた通り、占領下から脱却いたしました、國のまつりごとが直接我々國民の手によつて行われるやうになりますと、相當これは性格が變つて行くだらうと考えることは私が申すまでもないことでありまして、御承知の通りでございます。従つてこのモーター・ボートの競走法案によつて生ずるところの地方財政の改善といふ点につきましては、先ほどお話し申し上げました通り、この競走を施行するに當りまして、一〇〇%のうち七五%は勝船券を購入了る人に振向ける、更に三%は國に、又五%は競走と、さういつた關係に相成るのでございします、さういふ一七%といふものは地方財政に寄與するのでございまして、その点は國の大きな將來の財政計画、或いは地方公共団体の自治体の財政面といふものと考へ合せまして、直接或いは間接に私は改善を圖ることができ、或いは地方公共団体の財政に寄與することがあるのではないかと、いふことを期待いたしてゐるのであります。更に又この地方財政の改善を圖るといふ点は、先ほど私が申し上げました通り、この提案者や發案者であるところの、堤總三君とか、或いは女の方であるところの福島世根君たちが、本當にこれによつて生じた財源によつて地方公共団体が収入があつたならば、その収入は広く公共事業或いは社会事業に投じてもらいたいというのが念願でございますので、さういつた關係からいたしまして、私は十分この競走によつて地方財政の財政面の改善なり或いはさういつた面を或る程度育てるというやうな点に大いに寄與するであらうと、かやうに考へておる次第でございます。

なお私は今日までいろいろ／＼と御説明申し上げて参りましたけれども、十分私の説明が足りない点もあるのでございします、さういつた關係につきまして、若し委員各先生方が御希望下さいますならば、直接これを發案した關係者の福島世根君、堤總三君もお見えになつておられますから、さういつた發案の當初の考え方というものを御参考までに短時間でもよろしくございしますからお聞き取り下さい、その点も比較的はつきりして來るのじやないかと考へておりますので、この点もよろしく委員長においてお取計らいをお願いしたいと、かやうに考へております。

○理事(岡田信次君) ほかに提案者並びに政府當局に御質問ございませぬか……ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(岡田信次君) 速記を始めて下さい。北海道開港法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員會に對し連合委員會を申入れすることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(岡田信次君) それではさうに決定いたします。それでは速記をしばらくやめて下さい。

午後五時三十八分速記中止

午後五時五十一分速記開始

〔理事岡田信次君退席、委員長着席〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を始めて下さい。

それではこの法律案につきましては本日はこの程度にいたしまして次の問題に移りたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) それではさうに取計らいます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 植竹 春彦君

理事 岡田 信次君

高田 寛君

委員 仁田 竹一君

内村 清次君

金子 洋文君

菊川 孝夫君

小酒井義男君

高木 正夫君

前田 穰君

前之園喜一郎君

松浦 定義君

鈴木 清一君

坪内 八郎君

衆議院議員

國務大臣

運輸大臣 山崎 猛君

政府委員

海上保安庁長官 柳澤 米吉君

事務局側

常任委員会

専門員 岡本 忠雄君

常任委員会

専門員 古谷 善亮君

衆議院事務局側

常任委員会

専門員 堤 正武君

説明員

運輸省船舶局

管理課長 今井 榮文君